

【件名】

インドにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その9：インドに入国していない日本人に対する3月3日以前に発給されたビザの無効化）

【ポイント】

●インド政府は、まだインドに入国していない日本人に対して3月3日以前に発給されていたあらゆるビザ（通常ビザ及び e-Visa）は無効となると発表しました。

●同発表によると、インドに入国する必要がある人は、最寄りのインド大使館、インド総領事館において新たなビザの申請を行う必要があるとのことです。また、2月1日以降に日本を訪問した外国人に対して発給されているビザ（通常ビザ及び e-Visa）は無効となるとのことです。

【本文】

1 3月3日、インド政府は、まだインドに入国していないイタリア、イラン、韓国、日本の国籍者に対して3月3日以前に発給されているあらゆるビザ（通常ビザ及び e-Visa）は無効となると発表しました。インドに入国する必要がある人は、最寄りのインド大使館、インド総領事館において新たなビザの申請を行う必要があるとのことです。

また、インド政府は、2月1日以降に中国、イラン、イタリア、韓国、日本を訪問した外国人に対して発給されているビザ（通常ビザ及び e-Visa）は無効となると発表しました。

2 以上の他、新型コロナウイルスに関連してインド政府が実施している入国管理措置は次のとおりです。

（1）現在中国（香港、マカオ、台湾は含まない）にいる中国人及び外国人は、2月5日以前に発給されたビザ（通常ビザ及び e-Visa）ではインドへの渡航は許可されず、2月6日以降に在中国インド大使館又はインド総領事館で発給されたビザを所持していない限り、入国は許可されない。

（2）中国からインドへの渡航の必要がある人は、北京のインド大使館又は上海又は広州のインド総領事館に連絡する必要がある。

3 新型コロナウイルスに関連してインド政府が実施している検疫措置は次のとおりです。

（1）中国、韓国、日本、イラン、イタリア、香港、マカオ、ベトナム、マレーシア、インドネシア、ネパール、タイ、シンガポール、台湾から到着する航空機

の搭乗者に対して、入国前に発熱検査及び健康診断カード申告によるスクリーニングを実施する。

(2) スクリーニングの結果、発熱(37.2℃以上)や咳等の呼吸器症状がある場合には、停留(検疫)施設や医療機関に送られ、一定期間停留される可能性がある。

(3) これらの国から到着した渡航者は、入国後28日間、インド政府による観察対象者とされ、健康状態等について照会される場合がある。新型コロナウイルス感染者や感染の疑いのある者と接触があったと判断される場合は(疑い事例の人と機内で近くの席に座っていた場合を含む)、隔離される可能性がある。

4 また、3月3日、インド保健・家庭福祉省は、アグラにおいて、6件の感染疑い事例が確認されたと発表しました。

5 在留邦人、インド旅行中もしくはインド訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めてください。また、ご自身や周囲の人の感染予防のため以下の点にご注意下さい。

(1) アルコール系手指消毒薬または石鹼と流水による手洗いを頻繁に行う。目、鼻、口などに触れる前に手洗いをする。

(2) マスク等の確保に努め、咳やくしゃみがあるときはマスクを着用して鼻と口を覆う。マスクがない場合は、咳やくしゃみのときに口と鼻をティッシュなどで覆い、手洗いを行う。

(3) 不特定多数の人と密閉された屋内で会うことを可能な限り避け、体調不良のときは外出を控える。

(各種情報が入手できるサイト)

インド保健・家庭福祉省公式ツイッター

https://twitter.com/MoHFW_INDIA

インド入国管理局ホームページ

<https://boi.gov.in/>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

厚生労働省ホームページ：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

首相官邸ホームページ：新型コロナウイルス感染症に備えて

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

(お問い合わせ先)

在インド日本国大使館

電話：011-4610-4610（代表）

email：jpemb-cons@nd.mofa.go.jp